

国民健康保険制度改革の施行に向けて

(厚生労働省資料抜粋)

医療保険制度改革の背景と方向性

1. 改革の背景

○増大する医療費 約42兆円（毎年約1兆円増加）

H27国民医療費…前年比約1.6兆円(+3.8%)
①人口の減 … 約0.04兆円(-0.1%)
②人口の高齢化 … 約0.4兆円(1.0%)
③その他 … 約1.2兆円(2.9%)

○少子高齢化の進展による現役世代の負担増

給付費…後期高齢者は若人の約5倍

○国保の構造的な課題（年齢が高く医療費水準が高い等）

2. 改革の方向性

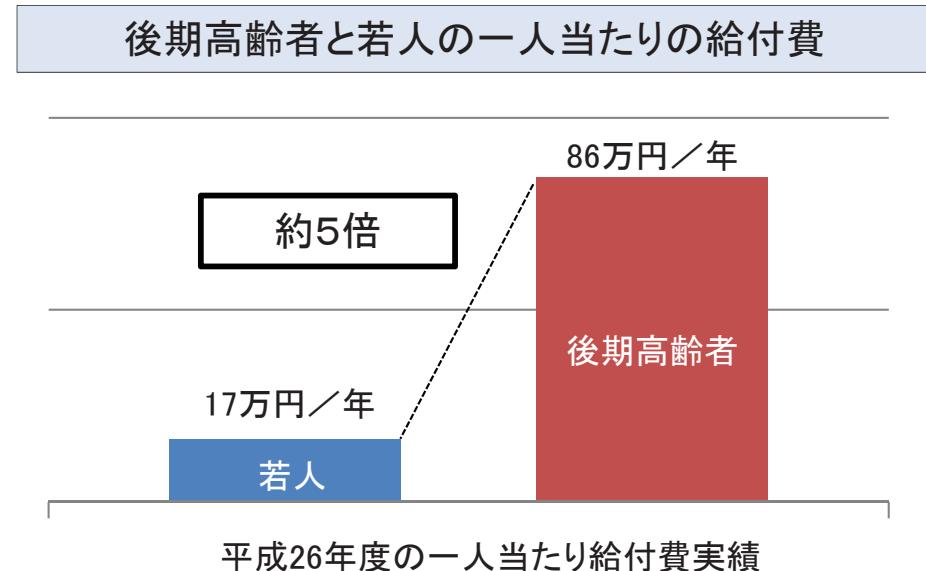
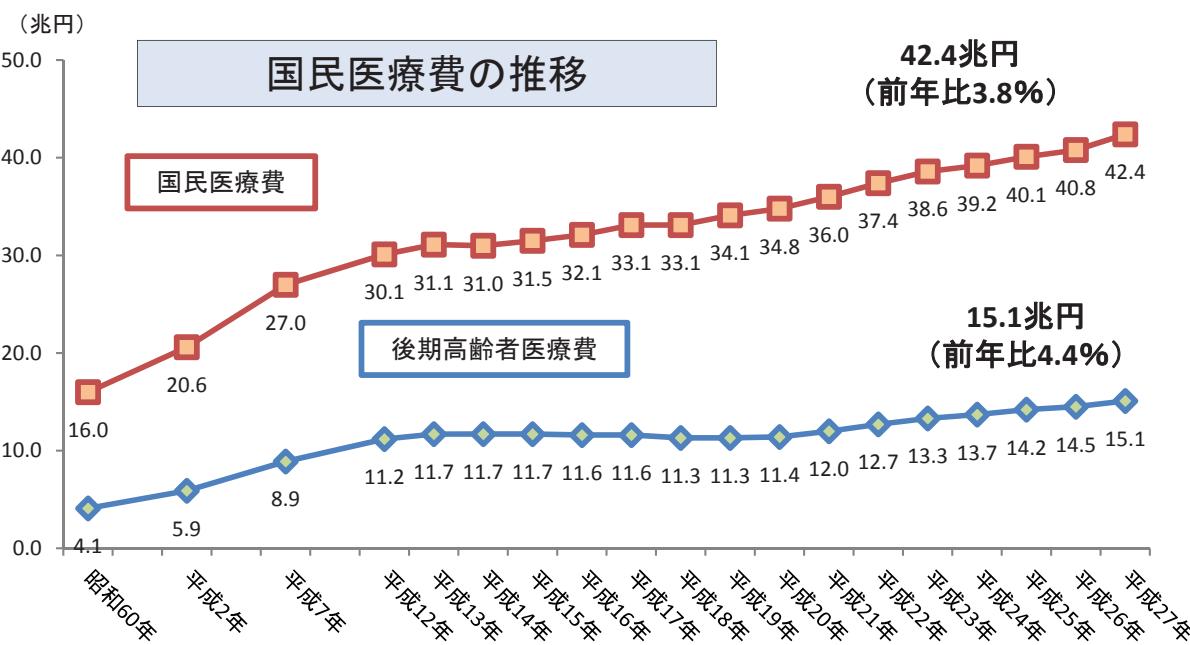
以下により、国民皆保険を将来にわたって堅持

①医療保険制度の安定化（国保、被用者保険）

②世代間・世代内の負担の公平化

③医療費の適正化

- 病床機能の分化・連携、入院医療の適正化、地域包括ケアの推進
- 予防・健康づくりの推進、ICTの活用
- 後発医薬品の使用促進



市町村国保が抱える構造的な課題と 社会保障制度改革プログラム法における対応の方向性

1. 年齢構成

① 年齢構成が高く、医療費水準が高い

- ・65～74歳の割合：市町村国保(37.8%)、健保組合(3.0%)
- ・一人あたり医療費：市町村国保(33.3万円)、健保組合(14.9万円)

2. 財政基盤

② 所得水準が低い

- ・加入者一人当たり平均所得：市町村国保(86万円)、健保組合(207万円(推計))
- ・無所得世帯割合：27.8%

③ 保険料負担が重い

- ・加入者一人当たり保険料／加入者一人当たり所得
市町村国保(9.9%)、健保組合(5.7%) ※健保は本人負担分のみの推計値

④ 保険料(税)の収納率低下

- ・収納率：平成11年度 91.38% → 平成26年度 90.95%
- ・最高収納率：95.25%(島根県) 最低収納率：86.74%(東京都)

⑤ 一般会計繰入・繰上充用

- ・市町村による法定外繰入額：約3,800億円 うち決算補てん等の目的：約3,500億円、
繰上充用額：約900億円(平成26年度)

3. 財政の安定性・市町村格差

⑥ 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在

- ・1716保険者中3000人未満の小規模保険者 458 (全体の1/4)

⑦ 市町村間の格差

- ・一人あたり医療費の都道府県内格差 最大：2.7倍(北海道) 最小：1.1倍(富山県)
- ・一人あたり所得の都道府県内格差 最大：14.6倍(北海道) 最小：1.3倍(福井県)
- ・一人当たり保険料の都道府県内格差 最大：3.7倍(長野県)※ 最小：1.3倍(長崎県)
※東日本大震災による保険料(税)減免の影響が大きい福島県を除く。

- 
- ① 国保に対する財政支援の拡充
 - ② 国保の運営について、財政支援の拡充等により、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、
 - ・財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、
 - ・保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村との適切な役割分担について検討
 - ③ 低所得者に対する保険料軽減措置の拡充

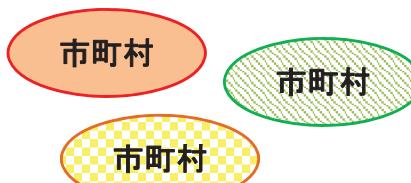
国保制度改革の概要(運営の在り方の見直し)

○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】市町村が個別に運営



・国の財政支援の拡充
・都道府県が、国保の運営に中心的役割を果たす

(構造的な課題)

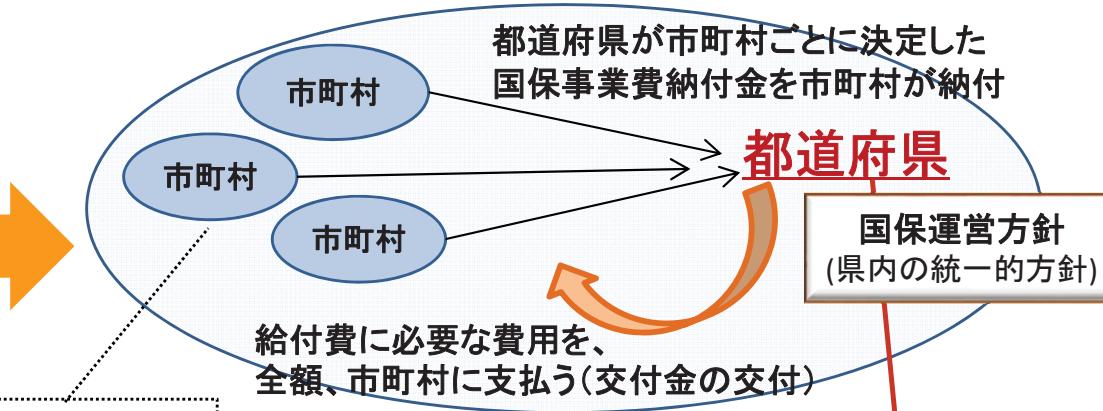
- ・年齢が高く医療費水準が高い
- ・低所得者が多い
- ・小規模保険者が多い

- ・資格管理(被保険者証等の発行)
- ・保険料率の決定、賦課・徴収
- ・保険給付
- ・保健事業

※被保険者証は都道府県名のもの
※保険料率は市町村ごとに決定
※事務の標準化、効率化、広域化を進める

○ 詳細については、引き続き、地方との協議を進める

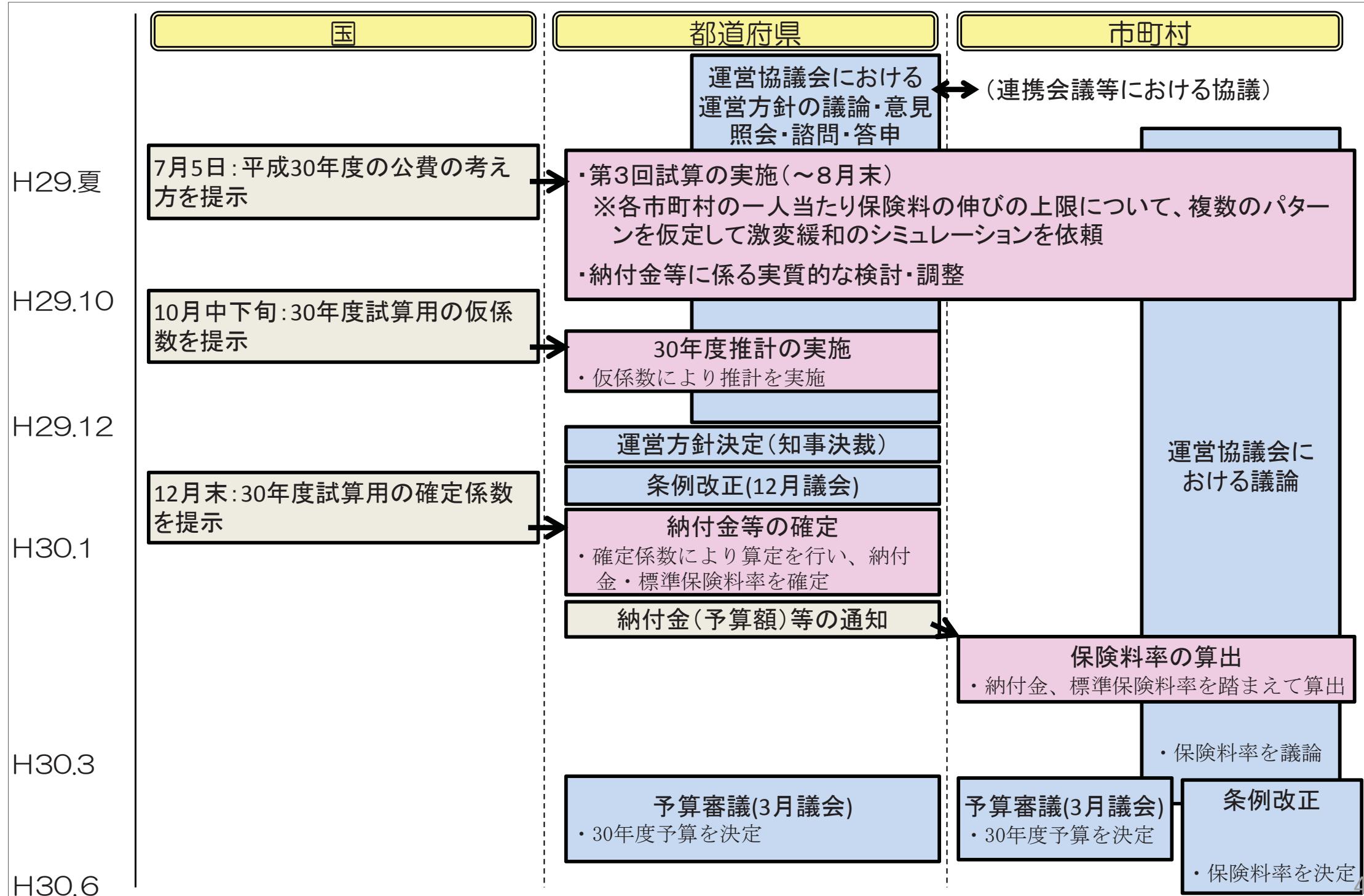
【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



- ・財政運営責任(提供体制と双方に責任発揮)
- ・市町村ごとの納付金を決定
市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮することが基本
- ・市町村ごとの標準保険料率等の設定
- ・市町村が行った保険給付の点検、事後調整
- ・市町村が担う事務の標準化、効率化、広域化を促進

なお、国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す

今後の各都道府県・市町村の検討スケジュール



- 都道府県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進する。

※1 都道府県は、あらかじめ連携会議で市町村の意見を聴いた上で、都道府県に設置する国保運営協議会での議論を経て、地域の実情に応じた国保運営方針を定める。

※2 厚生労働省は、地方と協議をしつつ国保運営方針のガイドラインを作成し、都道府県へ示している。

■ 主な記載事項

〈必須項目〉

(1) 国保の医療費、財政の見通し

(2) **市町村の保険料の標準的な算定方法に関する事項**

・標準的な保険料の算定方式、市町村規模別の標準的な収納率 等

(3) **保険料の徴収の適正な実施に関する事項**

・複数の自治体による滞納整理事務の共同実施、収納担当職員に対する研修会の共同実施 等

(4) **保険給付の適正な実施に関する事項**

・ 海外療養費の審査等の専門的な知見を要する事務の共同実施、保険医療機関による大規模な不正請求が発覚した場合における不正利得の回収に関する事項 等

〈任意項目〉

(5) **医療費適正化に関する事項**

・後発医薬品の使用促進に関する事項、医療費通知の共同実施 等

(6) **市町村が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項**

(7) **保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項**

(8) **施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等**

国保運営方針の策定手順

- 国保運営方針の策定に当たっては、①都道府県・市町村が保険者として目指す方向性について認識を共有すること、②被保険者、療養担当者、公益、被用者保険等の関係者の意見を聞くことが重要であり、策定後も定期的な検証・見直し・改善をしていくことが重要。このため、以下の手順を基本として、地域の実情に応じて策定を行う。

① 市町村等との連携会議の開催

連携会議では、都道府県の関係課室、市町村の国保担当部局等、国保連、その他の関係者による意見交換、意見調整を行う。国保運営方針案の議決を行う場ではない。

② 国保運営方針案を作成、市町村へ意見聴取

実施済み状況 53% ※未回答:38% (11／22時点)

都道府県は、連携会議とは別に、当該都道府県内のすべての市町村に対し、国保運営方針案について意見を求めなければならない。（法82条の2第6項）

③ 都道府県の国保運営協議会で審議、諮詢・答申

都道府県の国保運営協議会は、地方自治法第138条の4第3項に基づく都道府県の執行機関の附属機関として位置づけられる。

④ 都道府県知事による国保運営方針の決定

決定済み状況 6% ※未回答:60% (11／22時点)

国保運営方針は、都道府県の国保運営協議会の答申を判断資料として都道府県知事が決定するが、国保運営協議会の意見は、法的に知事を拘束するものではない。

⑤ 国保運営方針の公表

法第82条の2第7項に基づき、都道府県は遅滞なく公表するよう努めるものとする。公表の方法は、都道府県のホームページや公報による公示などが考えられる。

⑥ 事務の実施状況の検証、国保運営方針の見直し

見直しの手順は①～⑤までと同様。少なくとも3年ごとに検証を行い、必要に応じて見直すことが望ましい。

国保改革により期待される業務の効率化

- 運営方針策定要領の別紙では、「広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組の例」として、以下の事項を掲げている。
- 各都道府県において、具体的な取組内容について協議いただくとともに、国としても、取組の推進に当たり必要な整理等を実施していく。

1 保険者事務の共同実施

(1) 通知等の作成

被保険者証等の作成、被保険者台帳の作成、高額療養費の申請勧奨通知の作成、療養費支給決定帳票の作成、高額療養費支給申請・決定帳票の作成、高額療養費通知の作成

(2) 計算処理

高額療養費支給額計算処理業務、高額介護合算療養費支給額計算処理業務、退職被保険者の適用適正化電算処理業務

(3) 統計資料

疾病統計業務、事業月報・年報による各種統計資料の作成

(4) 資格・給付関係

資格管理業務、資格・給付確認業務、被保険者資格及び異動処理事業、給付記録管理業務

(5) その他

各種広報事業、国庫補助金等関係事務、共同処理データの提供、市町村基幹業務支援システムへの参加促進

2 医療費適正化の共同実施

医療費通知の実施、後発医薬品差額通知書の実施、後発医薬品調剤実績・削減効果実績の作成、レセプト点検の実施、レセプト点検担当職員への研修、第三者行為求償事務共同処理事業、医療費適正化に関するデータの提供、高度な医療費の分析

3 収納対策の共同実施

広域的な徴収組織の設立・活用の推進、口座振替の促進等の広報、収納担当職員への研修、保険料収納アドバイザーによる研修・実地指導、滞納処分マニュアルの作成、マルチペイメント・ネットワークの共同導入、多重債務者相談事業の実施、資格喪失時の届出勧奨

4 保健事業の共同実施

特定健診の受診促進に係る広報、特定健診・特定保健指導等の研修会・意見交換会の実施、特定健診データの活用に関する研修、特定保健指導の共通プログラムの作成、特定健診・特定保健指導の委託単価・自己負担額の統一、重複・頻回受診者に対する訪問指導の実施、糖尿病性腎症重症化予防の取組の実施

○ 各都道府県における保険料水準の統一に向けた課題は、次のとおり。

① 医療費水準に関する課題

- ・ 医療費水準の平準化
- ・ 将来にわたる医療費適正化インセンティブの確保

$\alpha=0$ にすることによって、医療費水準によらず、保険料水準を統一することが可能である。しかし、都道府県内の各市町村の医療費水準が実質的に平準化されれば、 $\alpha=1$ によっても $\alpha=0$ と同じ結果が得られる。このため、 $\alpha=0$ を設定した場合には、将来にわたり、医療費適正化インセンティブをどのように図るべきか、都道府県の役割として、保険者努力支援制度の配分方法も含めて、今後検討する必要がある。

② 保険料算定方法に関する課題

- ・ 保険料算定方式の統一化
- ・ 応能・応益割合の統一化

都道府県と市町村との協議の場において、あるべき姿の議論によって、現在検討が進められている。

③ 各市町村の取組に関する課題

- ・ 保険料収納率に関する整理（割り戻される金額の按分額）
- ・ 保健事業費、葬祭費等の基準額の統一化
- ・ 地方単独事業の整理
- ・ 赤字の解消

国が基準額を示している葬祭費や出産育児一時金については、都道府県内で金額を合わせることも考えやすいが、保健事業及び保険料収納率や地方単独事業、決算補填等目的の法定外繰入など市町村が個別に政策的に取り組んでいるものについては地域差が生じやすく、統一することが難しいことが多い。

平成30年度の公費（拡充分の全体像）

平成30年度の公費の在り方について
とりまとめ
平成29年7月5日
国保基盤強化協議会事務レベルWG

○財政調整機能の強化

（財政調整交付金の実質的増額）

【800億円程度】

○保険者努力支援制度

・医療費の適正化に向けた取組
等に対する支援

【800億円程度】

＜普調＞【300億円程度】

＜暫定措置（都道府県分）＞【300億円程度】

- 追加激変緩和（都道府県間の公平性に十分配慮しつつ配分）

※予算額は徐々に減少させるものとする。減少相当額の取扱いは、政令上、普調と特調の配分について7：2が原則とされていることも踏まえつつ、改革の円滑な施行の観点も含め検討（「財政調整機能の強化」の総額（800億円程度）は将来にわたり維持する）

＜特調（都道府県分）＞【100億円程度】

- 子どもの被保険者【100億円程度】（既存分と合わせ200程度）

※平均以下の子ども被保険者数を交付対象に追加。市町村の過去の交付実績及び子ども被保険者数に着目した再配分を行うことを基本とする

＜特調（市町村分）＞【100億円程度】

- 精神疾患【70億円程度】（既存分と合わせ200程度）
- 非自発的失業【30億円程度】（既存分と合わせ70程度）

＜都道府県分＞【500億円程度】

- 医療費適正化の取組状況（都道府県平均）【200億円程度】
- 医療費水準に着目した評価【150億円程度】
- 各都道府県の医療費適正化等に関する取組の実施状況【150億円程度】

※改革施行後の医療費適正化の取組状況を見つつ、アウトカム評価の比重を高めていくものとする

＜市町村分＞【300億円程度 ※別途、特調より200億円程度追加】

- 前倒し実施分（一部指標を発展）
- 事務等の適正化に係る指標

※都道府県単位化の趣旨を踏まえ、改革施行後の状況を見つつ、徐々に都道府県分重視の仕組みに見直していくことを検討

※特別高額医療費共同事業への国庫補助の拡充に数十億円程度を確保

※平成31年度以降の公費の在り方については、施行状況を踏まえ、地方団体と十分に協議を行った上で決定するものとする

保険者努力支援制度について（全体像①）

市町村分（300億円程度）※特調より200億円程度を追加

保険者共通の指標

指標① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率
○特定健診受診率・特定保健指導受診率
○メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

指標② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況
○がん検診受診率
○歯科疾患（病）検診実施状況

指標③ 糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況
○重症化予防の取組の実施状況

指標④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況
○個人へのインセンティブの提供の実施
○個人への分かりやすい情報提供の実施

指標⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況
○重複服薬者に対する取組

指標⑥ 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況
○後発医薬品の促進の取組
○後発医薬品の使用割合

国保固有の指標

指標① 収納率向上に関する取組の実施状況
○保険料（税）収納率
※過年度分を含む

指標② 医療費の分析等に関する取組の実施状況
○データヘルス計画の実施状況

指標③ 納付の適正化に関する取組の実施状況
○医療費通知の取組の実施状況

指標④ 地域包括ケアの推進に関する取組の実施状況
○国保の視点からの地域包括ケア推進の取組

指標⑤ 第三者求償の取組の実施状況
○第三者求償の取組状況

指標⑥ 適正かつ健全な事業運営の実施状況
○適切かつ健全な事業運営の実施状況

都道府県分（500億円程度）

指標① 主な市町村指標の都道府県単位評価
○主な市町村指標の都道府県単位評価
• 特定健診・特定保健指導の実施率
• 糖尿病等の重症化予防の取組状況
• 個人インセンティブの提供
• 後発医薬品の使用割合
• 保険料収納率
※ 都道府県平均等に基づく評価

指標② 医療費適正化のアウトカム評価
○都道府県の医療費水準に関する評価
※国保被保険者に係る年齢調整後一人当たり
医療費に着目し、
• その水準が低い場合
• 前年度より一定程度改善した場合
に評価

指標③ 都道府県の取組状況
○都道府県の取組状況
• 医療費適正化等の主体的な取組状況
(保険者協議会、データ分析、重症化予防
の取組 等)
• 医療提供体制適正化の推進
• 法定外繰入の削減

改革後の国保財政の仕組み

- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※ 都道府県にも国保特別会計を設置

- 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

